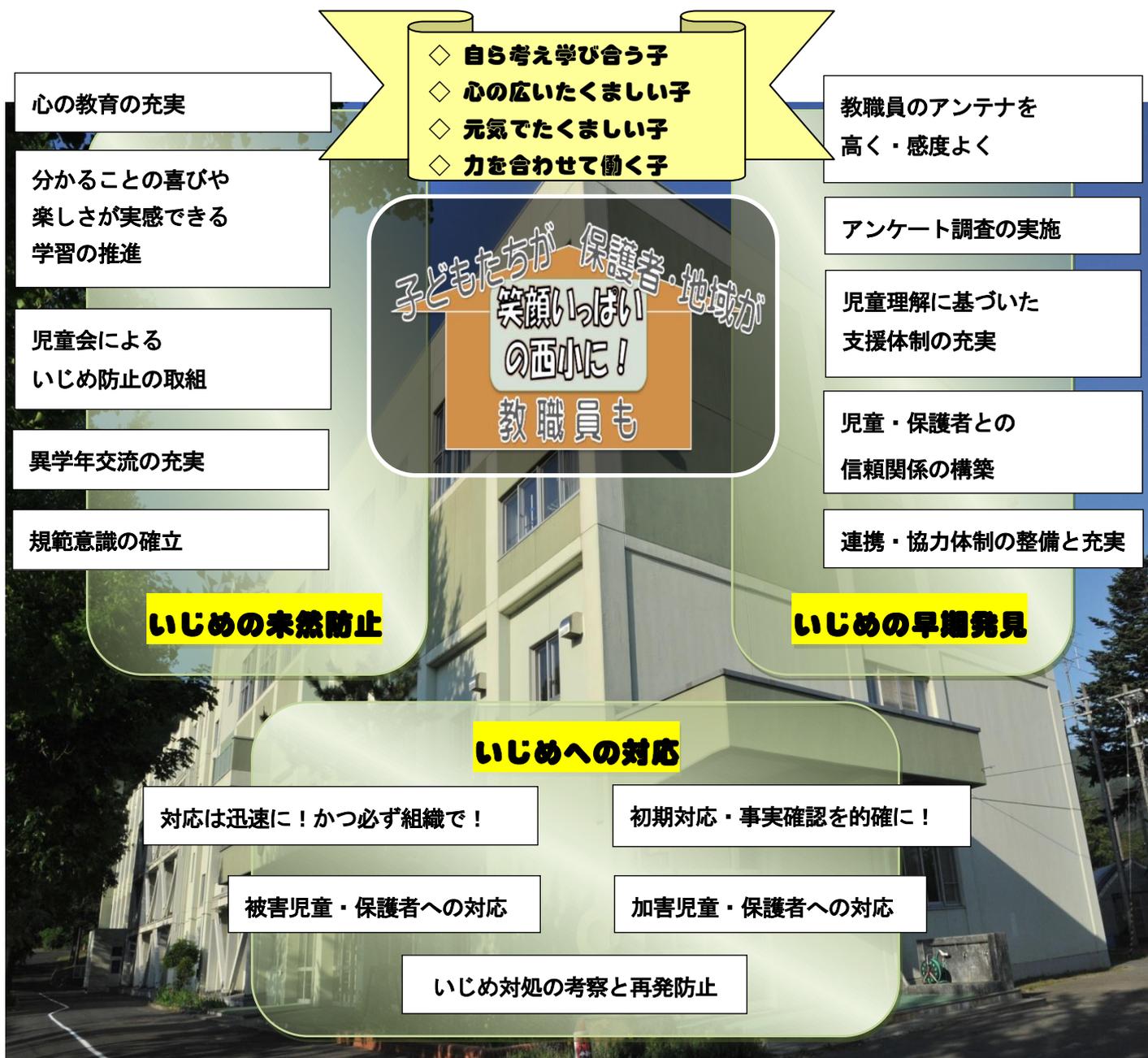


手稲西小学校いじめ防止基本方針



いじめ防止に向けた基本方針

- ◎ いじめが発生しない学校風土及び地域風土づくりのために、
教職員と保護者、地域が一丸となって取り組みます。
- ◎ 「からかい」や「ちょっかい」をゆるさない善悪の判断や、
相手を認め思いやる心をしっかりと育みます。
- ◎ いじめの発生に気付いた場合は、「的確」「迅速」「丁寧」「慎重」「誠意」をもって対処し、
問題解決のために、信頼関係と協力・支援体制の樹立に、より一層努めます。



本校のいじめ対応の実態

- 「学年研修」や「運営委員会」、「学びの支援委員会」において、学年・学級の児童の様子や人間関係について情報交流が行われ、指導と状況の改善に役立っています。また、関係学年とは特に連絡を密にするため、状況に応じた「ケース会議」を開き個別の対応についての検討を行っています。
- 年に複数回のアンケートを実施している。アンケート内容については、子ども同士の間関係はもちろん、自身の学習や生活に関わることに及び、多角的に児童理解と実態把握がなされるよう努めています。
- 学年・学級において児童の実態をよく観察するよう心掛けています。小さな問題についても情報交換がなされ、学年・学級の見通しをもった指導につなげられるよう、日々の打合せでの情報共有が行われています。また、子ども同士のトラブルなどの発生に対しては、即時の事後指導を行っています。
- 学校から発行される文書や学年・学級懇談会、電話連絡などを通して、保護者への状況の丁寧な説明を行い、保護者と協力、連携しながら、事態の改善に努めています。
- 中学校区健全育成推進会や青少年育成委員会等の会合において、地域の子どものための情報の交流を行っています。また、町内会とも連携を取りながら、地域と学校が一体となった指導に努めています。

重点的な取組と行動目標等

	重点的・具体的な取組	行動計画・行動目標
いじめの未然防止	心の教育の充実	～心豊かな関わり合いの構築～ ・道徳科の学習をはじめとした、命を大切にする指導の充実を図る。 ・他校種、近隣の福祉施設との交流を通して、体験的に人との関わりを学ぶ機会を設定する。
	「分かる・できる・楽しい」授業、学び合うことの楽しさが実感できる学習の推進	～交流による相互理解の充実～ ・ペア交流、グループ交流、全体交流など実態や目的に合った交流活動による学び合いを適宜取り入れる。 ～学ぶ構えを身に付けることによる学習活動の円滑化～ ・「学び方」を身に付けるためのスキルアップを図る。 （発表の約束、ノートを活用、調べ方や既習との結び付け方など）
	児童会によるいじめ防止の取組	～児童の主体的な活動を通じた意識付け～ ・委員会活動による取組の実施を推進する。 「(仮) いじめ撲滅ポスター」による啓発活動など ・挨拶運動などの取組を継続的に行う。～心の交流
	異学年交流の充実	～交流を通じた社会性の育成～ ・異学年間の交流給食の実施や清掃の当番活動への指導・支援の活動を行う。(例：1学期～6年生と1年生) ・なわとび活動での交流をよりよいものにする。 ・交流委員会の活動の質的向上を検討し、実践していく。 ・各行事や総合的な学習の時間での交流を推進する。
	規範意識の確立	～基盤となる学校生活の形成～ ・生活の三本柱（挨拶・時間・廊下歩行）の指導強化を図る。 ・道徳の授業を通じた規範意識の向上を図る。 ・各種取組カードを活用して、規律についての自己の振り返りを行う。 ・情報モラルの指導を充実させる。

いじめの早期発見	教職員のアンテナを高く・感度よく	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のどんな些細な変化も、心情や人間関係の現れと関連付けて考える。(健康観察・行動観察・校内巡視の徹底) ・各教職員が得た情報(気になる行為、褒められる行為)を随時共有する。
	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関するアンケートを実施する。(記名式) ・教育委員会による「悩み・いじめ実態調査」を行う。 ・学校独自の「悩み・いじめアンケート」の実施による実態把握
	児童理解に基づいた支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの支援委員会を中心とした全体交流の機会を設け、子どもたちの様子や変化を定期的に交流していく。 ・IT による少人数指導や学びのサポーターの活用を推進し、複数の目による児童の実態把握と児童理解に努める。
	児童・保護者との信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・担任と児童とのふれあいを大切にする。 ・担任と一人一人の児童との対話の時間を大切に、何気ない会話を大切にする。 ・連絡無く欠席した児童の家庭には、朝のうちに必ず連絡を入れ、放課後にも電話連絡を入れる。 ・保護者と日常的に連絡を取り合う関係をつくる。
	連携・協力体制の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関(・中学校区健全育成推進会・青少年育成委員会・主任児童委員・地域町内会)との協力体制を確立し、情報交流をする。 ・養護教諭やスクールカウンセラー、巡回指導員等との連携を図る。
いじめへの対処	対応は迅速に！ かつ必ず組織で！	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活全般にわたって不適切な言動があれば、その場で迅速に指導する。 ・いじめと思われる事案を発見したら過小評価せずに必ず複数の教職員(教頭・教務主任へは忘れず)に直ちに相談する。小さな声を重視する。 ・いじめ防止対策委員会を有効に機能させ、迅速に対応を検討し、全職員で情報を共有する。 ・特定の教員で抱え込まず組織で対応する。関係機関とも連携、相談し素早く対応にあたる。
	初期対応・事実確認を的確に！	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認を的確に行う。 ・いじめがあった場合、直ちに家庭訪問を行うなどして、保護者に把握した事実と対応についてその日のうちに連絡する。
	被害児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保(休み時間等見守り)を優先する。 ・スクールカウンセラーとの連携を図る。 ・学年や学級での指導を本人及び保護者の了解のもと行い、よりよい集団づくりを推進する。
	加害児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の気持ちを理解させ、本人のいじめの背後にある要因を理解し、保護者と連携し継続的に全教職員で支援する。
	いじめ対処の考察と再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの対応事例を中心として児童理解研修会を開催する。 ・児童アンケートを計画的に実施したり、日常観察を丁寧に行ったりして、予防的な関わりをする。 ・いじめ防止対策の評価と協議を適宜行う。(学期毎)